

質問・指摘事項に対する回答一覧

■重要公文書評価選別リスト(資料3-1-3)

ファイルNO.	登録年度	現管理部署	ガイド1	ガイド2	ガイド3	ガイド4	ガイド5	ファイル名	保存期間	保存年限満了後措置	移管理由	公文書等管理委員会委員からの質問内容	回答 (質問の趣旨を踏まえ、できるだけわかりやすく、かつ具体的にご回答ください。)	公文書管理委員会からの再質問・指摘事項等	再回答
14	H28	55650000 都市整備部 公園緑地課	K01 都市整備	04 公園緑地課	02 共通庶務	09 情報		04 審査請求	5年	廃棄→移管	16	何に関する審査請求か判断としますが、行政訴訟・行政不服審査に関する可能性はありませんか。	業者選定のプロポーザルに関する情報公開。 行政情報の送付済で5年が経過しているため、行政訴訟・行政不服審査に関する可能性はない。	ファイル名が審査請求となっているが、保存している文書は情報公開請求に関するものか。	保存されている文書は、プロポーザルに関する情報公開に対する審査請求の文書であるため、移管に修正いたします。
72	H28	70150000 教育部 学校施設課	N01 教育	03 学校施設	16 改築校	06 池袋第一小学校		01 考える会	5年	廃棄→移管	20	平成29年6月の提言書とはどのような関係のある記録でしょうか。	平成27年度～平成29年度に「考える会」で検討した結果が、平成29年6月の提言書に盛り込まれています。	改築の計画の元となる提言書だけでなく、提言書をまとめるまでの経緯や区民等との協議の記録は、移管した方がよいのではないかと。	ご指摘を踏まえ、考える会の関連文書については移管いたします。
2	H28	豊島区立小学校・中学校						指導要録(指導)	5年	廃棄		熊本県では移管対象文書になっているようです。	児童・生徒の個人的な評定・活動等の記録であり、移管の必要はないと考えます。また、選別基準にも該当がないため、廃棄と判断しました。	・豊島区では学校文書の保存期間を規定しているものがあるか。 ・例えば、学校を卒業した人が、40年後にノーベル賞を取ったときに、子どもころの人物像を知ることができるという効果がある。 ・今の様式だと簡略化されていて、あまり知りたい情報が得られない。	・学校文書の保存期間は「豊島区立学校の管理運営に関する規則」により規定されています。 ・指導要録(指導)については、園児・児童・生徒の個人的な評定・活動等の記録であり、第三者への開示はできないと考えます。ご指摘の、卒業生からノーベル賞受賞者等が輩出された場合も、行政から文書を開示するのではなく、ご家族や担任・同級生等から子どもころの人物像を聞き取りしていただくのが、よいのではないかと。なお、指導要録を元に作成した通知表は、各児童・生徒に配付しています。
27	H28	豊島区立幼稚園						指導要録(指導)	5年	廃棄		熊本県では移管対象文書になっているようです。	園児の個人的な評定・活動等の記録であり、移管の必要はないと考えます。また、選別基準にも該当がないため、廃棄と判断しました。		※参考まで、指導要録(指導)の様式を添付いたします。
8	H28	豊島区立小学校・中学校						学則 ※中学校のみ	5年	廃棄→空フォルダ		「学則」は教育の基本となるドキュメントです。将来、各学校誌をまとめることになった場合も必要になる可能性が高いので、過去のものであっても保存が必要と考えます。	学則については、学校教育法施行規則に保存期間5年とされており、選別基準にも該当がないため、廃棄と判断しました。なお、学校誌に過去の学則を掲載する予定はございません。	・学則については、その当時の学校を示す資料になるのではないかと。 ・可能であれば、延長して継続検討してはいいかか。	改めて、教育委員会事務局および学校に確認したところ、学則は存在しませんでしたので、「空フォルダ」とします。確認不足で申し訳ございません。 ※学校教育法施行規則第三条により、公立の小・中学校は学則を作成しなくて良いこととなっています。